

災害時対応 地震・津波編

災害時対応 地震・津波編 目次

| | |
|--|----------|
| 1. 地震・津波発生時の対応（行動） | 1 |
| （1）地震・津波発生時の対応計画 | 1 |
| （2）地震・津波発生時の対応（行動）のタイムライン【地震・津波】 | 3 |
| （3）地震・津波発生時の対応（行動）の役割分担 | 4 |
| 2. 地震・津波発生後の時間別行動 | 5 |
| （1）3時間以内の行動 | 5 |
| （2）1日以内の行動 | 6 |
| （3）3日以内の行動（方針決定） | 7 |
| （4）1週間以内の行動（応急措置） | 12 |
| （5）2週間以内の行動（応急復旧着手） | 16 |
| （6）暫定物流の再開まで順次 | 21 |

1. 地震・津波発生時の対応(行動)

(1) 地震・津波発生時の対応計画

現況体制におけるボトルネック解決策を、発災後の時系列で整理する。

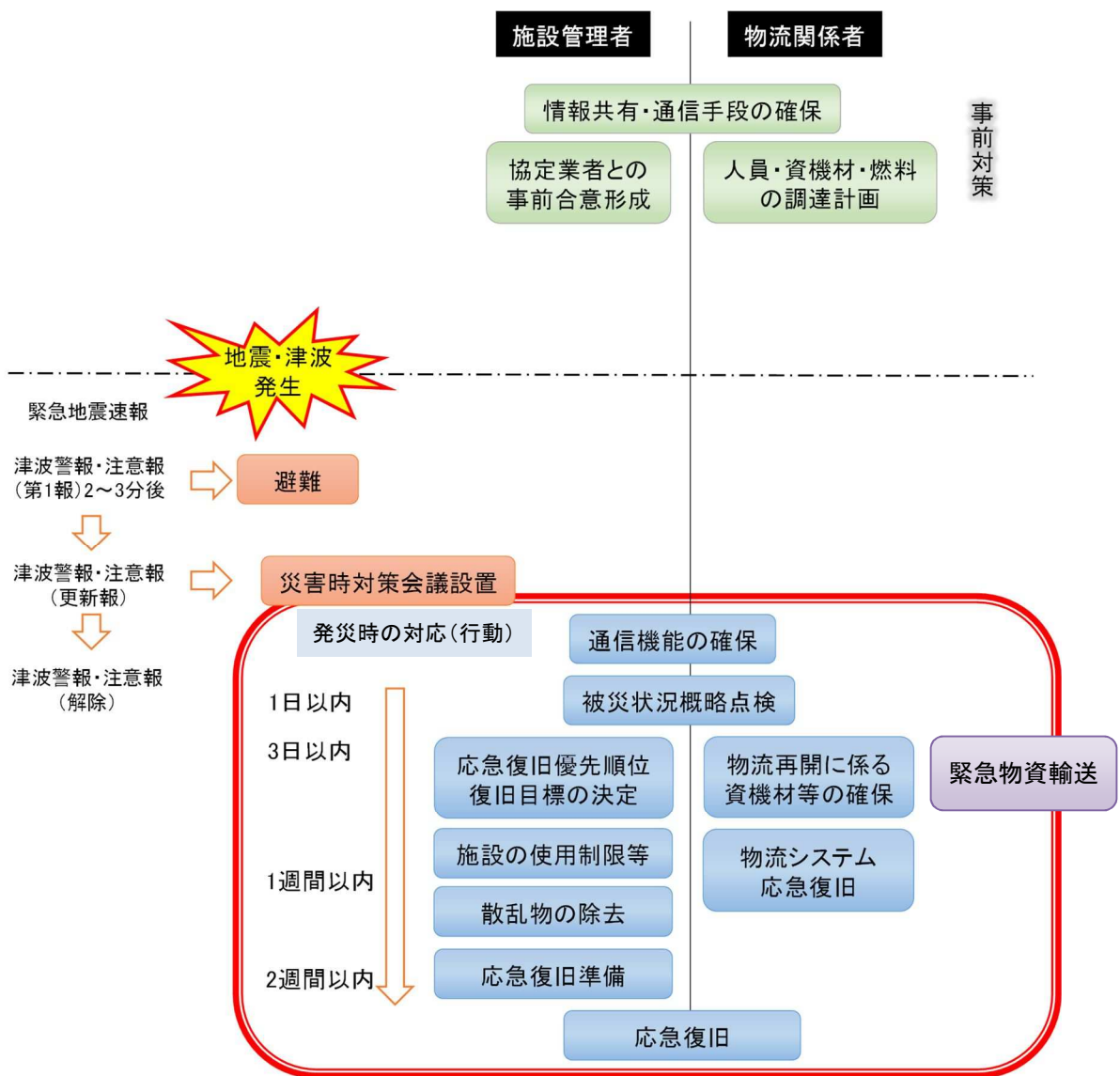
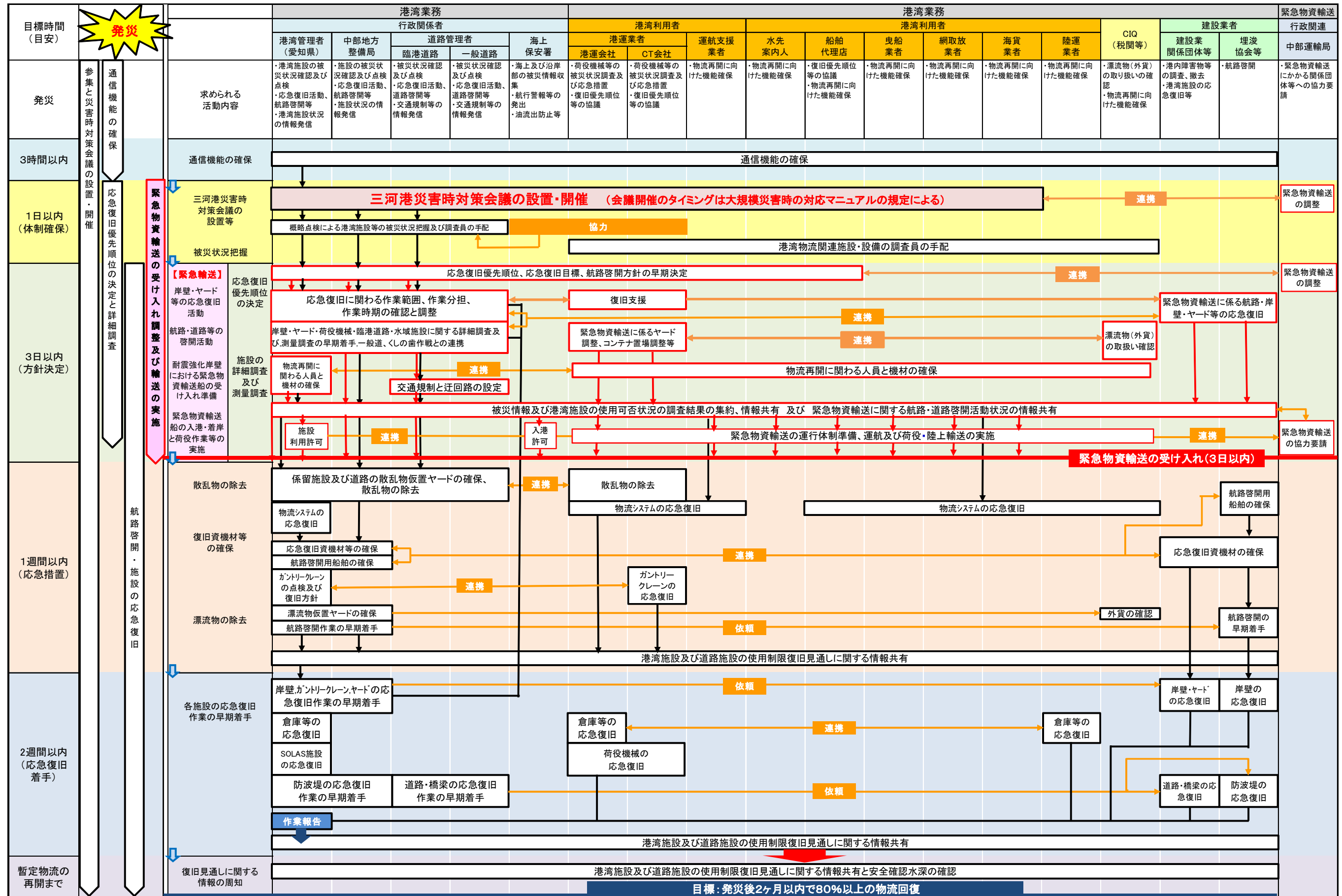


図-1 発災後の対応(行動)の位置付け【地震・津波】

(2) 地震・津波発生時の対応（行動）のタイムライン【地震・津波】



2. 地震・津波発生後の時間別行動

※丸囲み番号項目（太タイトル）の末尾に記載した〔番号〕は、
役割分担一覧表の項目番号（赤文字）とリンクしている。

★印は、高潮と共通事項。

(1) 3時間以内の行動

1) 共通事項 - 通信機能の確保

①通信機能の確認 [1]★

行政関係者、港湾利用者、建設業者およびCIQは、情報共有を行うための通信機能の確認を行う。通信が機能しない場合は、徒歩により直接連絡するなど、各関係機関への連絡手段を確保する。

⇒「発災時の緊急連絡体制」

⇒「緊急連絡先一覧」

⇒「関係機関の立地図」

(2) 1日以内の行動

1) 共通事項 - 三河港災害時対策会議

①三河港災害時対策会議の設置 [2] ★

港湾管理者は、被災状況を鑑みて三河港災害時対策会議を設置する。

※三河港災害時対策会議：関係者全員が参集し、施設の被災状況、応急復旧状況、復旧順位や復旧見通しなどの情報交換を行うとともに、限られたバースの利用調整等について議論する会議

2) 共通事項 - 被災状況概略点検による被災状況の把握

①港湾施設及び道路施設の被災状況概略点検 [3] ★

港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者および海上保安署は、速やかに目視等により港湾施設・設備の被災状況に関する概略点検を実施する。また、人手不足となる場合は、関係機関に協力を要請する。

⇒「災害時概略点検マニュアル」

⇒「被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表」

②港湾物流関連施設・設備(橋梁、荷役機械、物流システム等)の点検調査員の手配 [4] ★

港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者、港運業者、船舶代理店、曳船業者、綱取放業者、海貨業者、陸運業者およびCIQは、特に専門的な知識を必要とする港湾物流に関わる施設・設備(橋梁、荷役機械、物流システム等)の被災状況概略点検や応急復旧に要する期間を早期に把握するため、点検・調査関係者を早期に手配する。

⇒「災害時概略点検マニュアル」

⇒「被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表」

(3) 3日以内の行動（方針決定）

1) 共通事項 - 施設の応急復旧優先順位及び応急復旧目標の設定

① 応急復旧優先順位、応急復旧目標の早期決定 [5] ★

港湾管理者、中部地方整備局および臨港道路管理者は、各施設の被災状況を整理し、港運業者やコンテナターミナル会社と相談のうえ、応急復旧優先順位および概ねの応急復旧目標期間や回復率を設定する。

② 発災時航路啓開方針の早期決定 [6] ★

港湾管理者および中部地方整備局は、早期に被災状況を把握し、岸壁の応急復旧優先順位も踏まえて航路啓開の応急復旧優先順位を決定し、海上保安署及び埋浚協会等に連絡する。

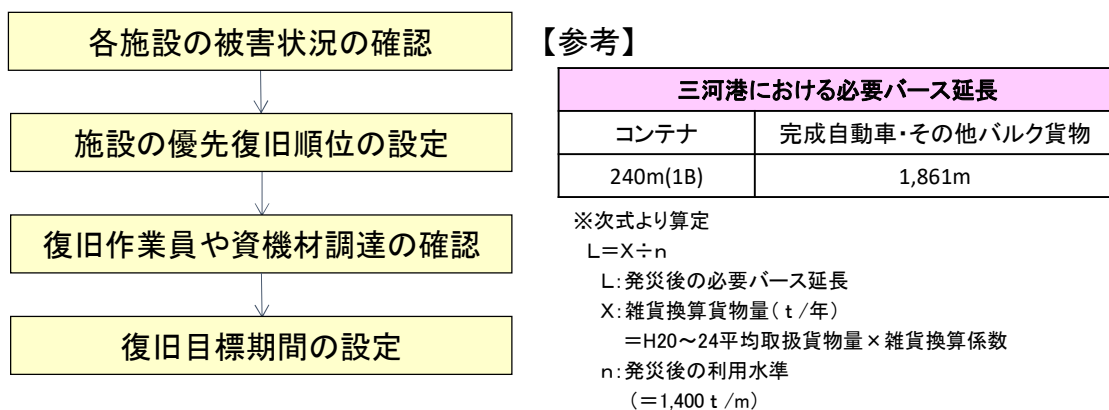


図-1 復旧目標期間の設定フロー

2) 共通事項 - 作業範囲・作業分担の調整

① 施設の応急復旧に関わる作業範囲、作業分担及び作業時期の確認と調整 [7] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、応急復旧工事対象施設の作業分担を三河港災害時対策会議において明確にする。

3) 共通事項 - 被災状況詳細調査の早期着手

①岸壁、ヤード、荷役機械、道路に関する被災状況詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知 [8] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、施設の被災状況を踏まえ、測量会社等に各施設の被災状況詳細調査の早期着手を依頼する。また、三河港務所は、各施設の被災状況を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者に周知させる。

②水域施設に関する被災状況詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知 [9] ★

港湾管理者および中部地方整備局は、測量会社等に水域施設の被災状況詳細調査の早期着手を依頼する。三河港務所は、水域施設の被災状況を三河港災害時対策会議において港湾利用者に周知させる。

4) 共通事項 - 応急復旧用作業船及び係留場所の不足対応

①発災時の応急復旧用作業船係留場所の早期確認 [10] ★

港湾管理者は、係留施設の被災状況を踏まえて、埋浚協会等と調整し、作業船の係留場所を指定する。

表-1 【参考】三河港における係留施設（公共）

| 地区名 | 施設種別 | 施設名 | 水深(m) | 延長(m) | バース | 公専別 |
|------|------|------------------|-------|-------|-----|-----|
| 西浦地区 | 係留施設 | くじ1号岸壁 | -4.5 | 60.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭1号岸壁 | -4.5 | 600.0 | 10 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭2号岸壁 | -5.5 | 180.0 | 2 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭3号岸壁 | -5.5 | 90.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭4号岸壁 | -10.0 | 185.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭5号岸壁 | -7.5 | 390.0 | 3 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭6号岸壁 | -5.5 | 90.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭7号岸壁 | -5.5 | 90.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭8号岸壁 | -7.5 | 390.0 | 3 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭9号岸壁（耐震） | -10.0 | 185.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭10号岸壁 | -4.0 | 250.0 | 5 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 蒲郡埠頭11号岸壁 | -11.0 | 240.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 浜町埠頭1号岸壁 | -10.0 | 185.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 浜町埠頭2号岸壁 | -7.5 | 130.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 竹島埠頭1号岸壁 | -6.0 | 96.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 竹島埠頭2号岸壁 | -7.5 | 131.0 | 1 | 公共 |
| 蒲郡地区 | 係留施設 | 竹島埠頭3号岸壁 | -7.5 | 134.0 | 1 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭1号岸壁 | -4.5 | 360.0 | 6 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭2号岸壁 | -5.5 | 270.0 | 3 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭3号岸壁 | -7.5 | 910.0 | 7 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭4号岸壁 | -10.0 | 740.0 | 4 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭5号岸壁 | -4.0 | 150.0 | 3 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭6号岸壁 | -4.0 | 150.0 | 3 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭7号岸壁（うち1B耐震） | -12.0 | 916.6 | 4 | 公共 |
| 神野地区 | 係留施設 | 神野埠頭8号岸壁 | -12.0 | 240.0 | 1 | 公共 |
| 船渡地区 | 係留施設 | 船渡埠頭1号岸壁 | -4.0 | 500.0 | 10 | 公共 |
| 船渡地区 | 係留施設 | 船渡埠頭2号岸壁 | -5.5 | 450.0 | 5 | 公共 |
| 船渡地区 | 係留施設 | 船渡埠頭3号岸壁（耐震） | -4.5 | 360.0 | 6 | 公共 |
| 田原地区 | 係留施設 | 田原埠頭1号岸壁 | -4.5 | 120.0 | 2 | 公共 |
| 田原地区 | 係留施設 | 田原埠頭2号岸壁（うち1B耐震） | -5.5 | 400.0 | 4 | 公共 |
| 御津地区 | 係留施設 | 御津埠頭1号岸壁 | -5.5 | 200.0 | 2 | 公共 |

②応急復旧作業船の手配(広域連携含む) [11] ★

埋浚協会等は、作業船の被災状況を確認し、啓開作業に投入可能な作業船の種類、規模、隻数を把握する。

5) 共通事項 - 応急復旧作業用重機、応急復旧用作業船燃料の確保

①応急復旧作業用重機、応急復旧用作業船燃料の調達、確保 [12] ★

建設業者は、石油関係業者等を通じて応急復旧に必要な重機および作業船の燃料の確保に努める。建設業者は、燃料の確保が困難な場合は、港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者に燃料確保の協力を三河港災害時対策会議において要請する。また、燃料等輸送に係る航路啓開および輸送船の入出港については三河海上保安署に確認を依頼する。

6) 共通事項 - 物流の再開に係わる人員及び機材の確保

①物流の再開に関わる関係者の参集 [13] ★

港湾管理者、港湾利用者およびCIQは、物流の再開に必要な人員（手続き業務の精通者、物流の再開に関わる船舶の操縦者、荷役機械の操縦者、完成自動車の荷役を行う熟練運転チーム等）の確保を図る。

②物流の再開に関わる船舶・機材の確保 [14] ★

港運業者、コンテナターミナル会社、水先案内人、曳船業者、海貨業者、綱取放業者およびCIQは、物流の再開に必要な船舶や機材（荷役機械は別項目で後述）を確保し、物流の再開に備える。

7) 共通事項 - 事務所建屋の浸水の応急復旧措置

①業務再開に向けた応急措置 [15] ★

重要な各事業所建屋が被災した場合、行政関係者、港湾利用者およびCIQは、メーカーや建設業関係団体等に相談し、建屋の応急措置を行う。また、被害が大きく復旧に長期間を要する場合は、代替事務所を確保する。

8) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 岸壁（使用可）の応急措置

①使用制限に関する情報の周知 [16]

岸壁の部分供用や暫定水深による供用を行う場合、港湾管理者および中部地方整備局は、岸壁の使用上の制約条件を明確にし、港湾利用者に周知させる。緊急時の通信が機能しない場合、行政機関が被災状況を取り纏め関係者に周知させる。三河港務所は、岸壁の使用制限の状況を三河港災害時対策会議において港湾利用者に周知させる。

9) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ヤードの陥没・空洞・段差の応急措置

①発災時の空間利用計画の設定 [17]

ターミナルの部分供用を行う場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、応急復旧工事と荷役作業の輻輳を避けるため、応急復旧過程におけるターミナルの空間利用方法を設定し、建設業関係団体等および必要に応じて海貨業者およびCIQとの調整を行う。

②ターミナル外のコンテナ置き場の確保(財務省との調整) [18]

ターミナルの部分供用を行う場合、ターミナル内の応急復旧工事と輻輳するため、従来のコンテナ置き場では不足する可能性がある。この際、港湾管理者、中部地方整備局およびコンテナターミナル会社は、海貨業者およびCIQと調整して、必要なコンテナ置き場をターミナル外に拡張して確保する。

10) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO貨物、バルク貨物）

- 岸壁の応急措置

①使用制限に関する情報の周知 [19]

岸壁の部分供用や暫定水深による供用を行う場合、港湾管理者および中部地方整備局は、岸壁の使用上の制約条件を明確にし、随時港湾利用者に周知させる。また、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

1 1) 道路 - 道路の応急措置

①交通規制と迂回路の設定及び、その情報の周知 [20]

道路管理者は、交通規制の実施、迂回路設定や耐震強化岸壁に通ずる道路の啓開を行い、道路復旧見通しの整理を行う。各管理者は、問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は、把握した各情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

②長期浸水対策用排水ポンプの調達 [21]

臨港道路管理者は、主要道路の浸水状況に応じて、港湾管理者、中部地方整備局および建設業関係団体等に協力を仰ぎ、長期浸水対策用排水ポンプを調達する。

1 2) 対象道路上の橋梁 - 橋梁の応急措置

①交通規制と迂回路の設定およびその情報の周知 [22]

道路管理者は、交通規制の実施、迂回路設定および復旧見通しの整理を行う。各管理者は、問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は、把握した各情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

(4) 1週間以内の行動（応急措置）

1) 共通事項 - 散乱物の除去（係留施設）

①散乱物(貨物、瓦礫)仮置ヤードの確保 [23] ★

港湾管理者は、被災状況を鑑みて、散乱物の仮置ヤードを指定（※貿易貨物の仮置ヤードについては、財務省の確認・許可を得る）し、建設業関係団体等に連絡する。また、港湾管理者または港運業者およびコンテナターミナル会社が必要に応じて荷主への連絡を行う。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等) [24] ★

港運業者、コンテナターミナル会社および建設業関係団体等は、散乱物を除去するための機材や、岸壁の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。

③散乱物の除去 [25] ★

港湾管理者、港運業者およびコンテナターミナル会社は、施設の応急復旧優先順位を踏まえて散乱物の除去作業に早期着手する。

2) 共通事項 - 散乱物の除去（道路）

①散乱物(貨物、瓦礫)仮置ヤードの確保 [26] ★

臨港道路管理者は、被災状況を鑑みて、散乱物の仮置ヤードを指定し、一般道路管理者および建設業関係団体等に連絡する。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等) [27] ★

臨港道路管理者および建設業関係団体等は、散乱物を除去するための機材や、道路の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。

③散乱物の除去 [28] ★

臨港道路管理者は、道路の優先復旧順位を踏まえて啓開作業（散乱物の除去作業）に早期着手する。また、一般道路管理者にも、重要ルート of 散乱物除去作業の早期着手の協力を依頼する。

3) 共通事項 - 物流システムの応急復旧（データ損失等を含む）

①システム復旧作業の早期着手 [29] ★

物流管理システムが被災した場合、港湾管理者、港湾利用者（水先案内人除く）およびCIQは、システム管理者に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けたシステムの応急復旧に着手する。なお、サーバーの復旧に時間を要する場合は、当面の間アナログ対応に切り替える。

4) 共通事項 - 応急措置に関する情報提供

①港湾施設及び道路施設の使用制限に関する情報の周知 [30] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、港湾施設および道路施設の応急措置の状況を踏まえ、使用制限や復旧見通しの整理を行う。各管理者は、問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は、把握した各情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 岸壁（使用可）の応急復旧

①応急復旧機材の確保（建設業関係団体等） [31]

建設業関係団体等は、岸壁の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。調達が困難な場合は、港湾管理者および中部地方整備局に資機材確保の協力を要請する。

6) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ガントリークレーンの脱輪、漂流物衝突による本体損傷、
浸水による電気系統損傷対応

①メーカーへの点検・応急復旧要請 [32]

港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、クレーンメーカーに連絡をとり、ガントリークレーンの点検および応急復旧要請を行う。

②代替クレーンの早期確保、操作要員の早期確保 [33]

ガントリークレーンが被災し、応急復旧に時間を要する場合、港湾管理者は、代替クレーンを手配する（リース業協会所有の重機や建設業関係団体等への協力要請を含む）。また、コンテナターミナル会社は、荷役作業員を確保する。

7) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等 (RORO 貨物、バルク貨物)

- 岸壁 (使用可) の応急復旧

①岸壁の応急復旧資機材の確保(建設業関係団体等) [34]

建設業関係団体等は、岸壁の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。調達が困難な場合は、港湾管理者および中部地方整備局に資機材確保の協力を要請する。

8) 水域施設 (航路、泊地)

- 航路啓開

①漂流物(貨物、瓦礫)仮置きヤードの確保 [35]

港湾管理者は、漂流物の仮置きヤードを指定 (※貿易貨物の仮置きヤードについては、CIQ の確認・許可を得る) し、三河海上保安署および埋浚協会等に連絡する。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②航路啓開用船舶、機材の確保(埋浚協会等) [36]

港湾管理者、中部地方整備局、三河海上保安署および埋浚協会等は、漂流物を除去するための船舶・機材の確保に努める。

③啓開作業の早期着手 [37]

港湾管理者は、航路啓開の応急復旧優先順位を踏まえ、埋浚協会等に災害時対応を確認の上、三河海上保安署の協力を得ながら目標期間内の暫定供用に向けた啓開作業に着手する。

④潜水士の確保、他県への要請 [38]

埋浚協会等は、潜水協会に相談し、他県への要請も視野に入れて潜水士の確保に努める。

表-2 航路啓開の作業手順(案)

| | 作業項目 | 作業内容 |
|-------|--------------|---|
| STEP1 | 漂流物調査・除去等 | <ul style="list-style-type: none"> ・陸上及び船舶から漂流物の調査を実施するとともに、その場で除去できる木片等の軽量なものは直ちに除去する。 ・直ちに除去できない障害物については、その種別、数量、状況(拡散しているか、まとまっているか、漂流中か、半没状態か等)を記録し、関係者間で情報を共有する。 |
| | 漂流物の一時的な移動 | <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに除去できない漂流物については、さらに、関係者が連携して一旦船舶航行の障害とならない水域まで曳航し、漂流防止用のネットの設置、舳をとる等の漂流防止策をとって留置する。 |
| | 沈没物調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁前面と当該岸壁に至る比較的水深の浅い水域等について、音響測深器による簡易な検測を行い、沈没物の有無を確認する。 ・沈没物を発見した場合には、その位置を関係者に周知し、注意喚起する。岸壁前面に沈没しているものについては、速やかに除去する。 |
| STEP2 | 障害物の引き揚げ | <ul style="list-style-type: none"> ・一旦船舶航行の障害とならない水域まで曳航した漂流物、直ちに除去できなかった沈没物を、クレーン付き台船、グラブ浚渫船等により引き揚げて除去する。 |
| | 浮標識による沈没物の標示 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災後1、2週間での引き揚げが困難な沈没物については、その位置を関係者に周知するとともに、浮標式の設置等により標示し、注意喚起する。 |

(5) 2週間以内の行動（応急復旧着手）

1) 共通事項 - 応急復旧状況に関する情報提供

①港湾施設及び道路施設の使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [39] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、港湾施設および道路施設の応急復旧工事の進捗状況を踏まえ、使用制限や復旧見通し等の整理を行う。各管理者は、問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は、把握した各情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

2) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 岸壁（使用可の応急復旧）

①発災時応急復旧作業の早期着手 [40]

岸壁が被災した場合、港湾管理者および中部地方整備局は、建設業関係団体および埋浚協会等に災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。また、応急復旧工程等を港湾利用者に報告する。

3) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- クレーンレールの応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [41]

クレーンレールおよびレール基礎が被災した場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、建設業関係団体等に災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ガントリークレーンの脱輪、漂流物衝突による本体損傷、 浸水による電気系統損傷対応

①発災時応急復旧作業の早期着手 [42]

ガントリークレーンが被災した場合、港湾管理者は、クレーンメーカーに災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

②代替輸送(内航フィーダー)による接続配船 [43]

港湾管理者、コンテナターミナル会社および船舶代理店は、代替クレーンが大型コンテナ船の荷役に対応出来ない場合は、他港との連携により内航フィーダーによる接続配船を行う。

5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ヤードの陥没・空洞・段差の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [44]

ヤード等が被災した場合、港湾管理者は建設業関係団体等に災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。また、応急復旧工程等を港湾利用者に報告する。

6) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 荷役機械の応急復旧（ストラドルキャリア、フォークリフト等）

①発災時応急復旧作業の早期着手 [45]

荷役機械が被災した場合、コンテナターミナル会社は、メーカー等に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けた荷役機械の応急復旧に着手する。なお、応急復旧に時間を要する場合は、他港も含めた同業他社や建設業関係団体等に代替機械の借用について依頼する。

7) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 電気施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [46]

電気設備が損傷した場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、関係機関に災害時対応を確認し、応急復旧に着手する。

8) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 管理棟の損傷・倒壊・浸水の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [47]

管理棟が被災した場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

9) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- SOLAS 施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [48]

SOLAS 施設（フェンス、照明灯等）が被災した場合、港湾管理者は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

10) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 被災コンテナの処理の対応

①被災コンテナ処理手続きの確認及び回収、処分作業の早期着手 [49]

港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、コンテナ等の散乱物・漂流物の回収・処分方法および手続きを、海貨業者およびCIQに確認の上明確にする。散乱物は指定された仮置ヤードまで輸送し、手順に従って処分する。

11) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）

- 岸壁（使用可）の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [50]

岸壁が被災した場合、港湾管理者および中部地方整備局は、建設業関係団体等に災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。また、復旧工程等を港湾利用者に報告する。

12) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）

- ヤードの陥没・空洞・段差の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [51]

ヤード等が被災した場合、港湾管理者は、建設業関係団体等に災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。また、復旧工程等を港湾利用者に報告する。

- 1 3) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 荷役機械の応急復旧（グラブバケット、ホッパー等）

①発災時応急復旧作業の早期着手 [52]

荷役機械が被災した場合、港運業者は、メーカー等に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けた荷役機械の応急復旧に着手する。なお、復旧に時間を要する場合は、他港も含めた同業他社や建設業関係団体等に代替機械の借用について依頼する。

- 1 4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 倉庫・上屋の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [53]

倉庫等が被災した場合、港湾管理者、港運業者および陸運会社は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。必要に応じて代替となる倉庫を確保する。

- 1 5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- SOLAS 施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [54]

SOLAS 施設（フェンス、照明灯等）が被災した場合、港湾管理者は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

- 1 6) 外郭施設（防波堤） - 防波堤の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [55]

防波堤が被災した場合、港湾管理者および中部地方整備局は、埋浚協会等に災害時対応を確認し、応急復旧に着手する。

- 1 7) 道路 - 道路の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [56]

物流に関する主要道路に被害が生じた場合、臨港道路管理者は、目標期間内の物流再開に向けた災害時対応について建設業関係団体等に確認し、応急復旧に着手する。また、一般道路管理者に、重要ルート of 応急復旧作業の早期着手を依頼する。

1 8) 対象道路上の橋梁 - 橋梁の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [57]

主要道路の橋梁に被害が生じた場合、臨港道路管理者は、物流再開に向けた災害時対応について、橋梁メーカー（橋建協・PC建協協定業者等）に確認し、応急復旧に着手する。また、一般道路管理者に、重要ルート of 橋梁について応急復旧作業の早期着手を依頼する。

(6) 暫定物流の再開まで順次

- 1) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- SOLAS 施設の応急復旧

①SOLAS 要員の確保 [58]

港湾管理者は、SOLAS 要員の確保に努める。

- 2) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- 応急復旧状況に関する情報提供

①使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [59]

港湾管理者および中部地方整備局は、コンテナターミナルの使用制限や応急復旧見通しに関する情報を随時港湾利用者に周知させる。また、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

- 3) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 港内静穏度の不足対応

①係留を補助するタグボートの手配 [60]

防波堤が被災した場合、船舶代理店および曳船業者は、必要に応じてタグボートを手配する（広域連携含む）。

- 4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- SOLAS 施設の応急復旧

①SOLAS 要員の確保 [61]

港湾管理者は、SOLAS 要員の確保に努める。

- 5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 応急復旧状況に関する情報提供

①使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [62]

港湾管理者および中部地方整備局は、係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）の使用制限や復旧見通しに関する情報を随時港湾利用者に周知させる。また、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

6) 水域施設（航路、泊地）

- 航路啓開後の水深の確認

①**安全確認水深の確認と情報の周知** [63]

港湾管理者および中部地方整備局は、航路啓開後、水深等の安全性について三河海上保安署の確認を受け、港湾利用者に情報を周知させる。

7) 道路 - 貨物輸送ルートの確認

①**道路施設の復旧状況、通行可能ルート情報の周知** [64]

道路管理者は、復旧状況や通行可能ルートについて問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は把握できた各道路施設の情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

8) 対象道路上の橋梁 - 貨物輸送ルートの確認

①**通行可能ルート情報の周知** [65]

道路管理者は、通行可能ルート情報を随時広く一般に広報し、臨港道路管理者はそれを港湾利用者に周知させる。